

第416回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和5年2月3日(金) 14:00～14:12

場 所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、北本委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長 皆さん、こんにちは。

ただいまから「第414回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりです。議題に入る前に、議事や資料の取扱いにつきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○田中総務課長 本委員会の開催につきましては、オンラインの開催といたします。

第1部については、公開案件であります。新型コロナウイルス感染症対策のため、今回は傍聴者を受け付けないこととさせていただいております。

なお、第1部の議事の模様については、インターネットで同時中継を行っています。

第2部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。その会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長 ただいま御説明がありましたように「議事次第」において「第2部」として記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、ただいまお話のあったとおりにさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、議題の1「特定小売供給約款の変更認可申請に係る経済産業大臣からの意見聴取への対応方針について」に関しまして、池田取引監視課長から御説明をお願いいたします。

○池田取引監視課長 資料3を御覧ください。

今般、みなし小売電気事業者から、経済産業大臣に対しまして、電気事業法の平成26年

改正法附則第18条第1項の規定に基づきまして、特定小売供給約款の変更認可申請が行われましたところ、経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会に対しまして、同附則第25条の5の規定によりまして、認可に係る意見聴取がございましたところ、当該意見聴取への対応方針について、御審議を頂きたいということでございます。

「1. 経緯」でございます。

昨年12月5日の委員会におきまして、東北電力、北陸電力、中国電力、四国電力、沖縄電力の5社によります特定小売供給約款の変更認可申請に対する対応方針につきまして検討を頂いたところでございますが、今般、北海道電力株式会社及び東京電力エナジーパートナー株式会社からも変更認可申請が行われまして、1月30日付で、経済産業大臣から監視等委員会に対しまして、これら変更の申請の認可について、意見の求めがございました。

「2. 当委員会の対応」でございますが、検討事項といたしましては、申請のあった料金が料金算定規則に則って算定していることを前提に、審査要項に照らして妥当なものであるか、検討することといたしまして、(2)のとおり、料金制度専門会合において、これら申請に係る査定方針案等を、中立的、客観的、専門的な視点で検討していただくこととしたいというふうに考えております。

それで、その専門会合における審査プロセスにつきましては、2ページの図のとおりでございます。まず、前提条件としての経営効率化努力、電力需要の想定、電源確保の計画の妥当性について審議いただき、次いで、人件費、燃料費、購入電力料等の各費用や、控除収益、あとは資金調達コストの精査を行いまして、次いで、自由化部門と規制部門の費用の配賦と、レートメークの妥当性を審査いただきまして、査定方針案を取りまとめることとなります。

また、この検討プロセスにおきましては、附則第22条に基づく公聴会ですとか、経済産業省が募集をする「国民の声」、あと、関係省庁等からの意見を踏まえることといたしまして、これら御意見のうち、査定方針案に関連するものについても、専門会合で回答案を検討いただくこととなります。

その上で、専門会合で査定方針案が取りまとめられ次第、委員会において御審議いただきまして、経済産業大臣への回答案を審議いただきまして、回答内容も決定いただくとともに、専門会合で検討された関連する御意見への回答案を御審議いただきまして、回答内容を決定するというプロセスを事務局としては考えてございます。

御説明は以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局から御説明の内容につきまして、委員の皆さんから御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

（質問、意見等：なし）

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として対応したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（異論：なし）

異論がございませんようですので、事務局案のとおり対応することといたします。

事務局におかれましては、この方針で適切に対応するようお願いをいたします。

ありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の２「一般送配電事業者の2021年度収支状況の事後評価等について」に関しまして、鍋島NW事業監視課長から御説明を、よろしく願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長　それでは、資料４につきまして、御説明いたします。「一般送配電事業者の2021年度収支状況の事後評価等について」です。

２月２日付で、経済産業大臣から、本委員会に対しまして意見の求めがありました。本件につきましては、料金制度専門会合において、この収支状況の事後評価を行うということにしたいと考えております。

「経緯・概要」は、資料のとおりです。一般送配電事業者の2021年度の収支状況の事後評価になります。

「今後の見通し」ということで、次のページに「方針」を書いております。

料金制度専門会合におきまして、法令に基づく事後評価及び追加的な収支分析等を実施した上で、本委員会としての意見を求め、経済産業大臣に回答するということにしたいと思っております。

これについて、御審議いただければ幸いです。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、委員の皆さんから御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

ありがとうございました。

それでは、事務局から説明がありましたとおり、今後、料金制度専門会合において、一般送配電事業者の2021年度収支状況の事後評価等について確認することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、そのように進めることといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、議題の3「電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について」に関しまして、伊藤管理官から御説明をよろしくお願いいたします。

○伊藤NW事業統括管理官 取引監視課の伊藤でございます。資料5を御覧ください。

「電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について」です。リード文のところを御覧ください。

本年度におけるみなし小売電気事業者の原価算定期間終了後の電気小売経過措置料金の事後評価の進め方について御審議いただくものです。

「1. 趣旨」についてです。

7行目以降ですが、電気小売経過措置料金については、原価算定期間終了後に、毎年度事後評価を行い、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを、経済産業省において確認することとなっております。

2023年2月2日付で大臣からみなし小売電気事業者全10社のうち、電気小売経過措置料金値上げ認可申請中の北海道電力、東北電力、東京電力E P、北陸電力、中国電力、四国電力及び沖縄電力を除く3社の電気小売経過措置料金について、本委員会宛てに意見の求めがあったことから、料金制度専門会合において、事務局にて行った評価を確認いただくこととしたいと考えてございます。

「2. 本年度の進め方(案)」について、でございます。

17行目以降ですが、対象事業者としては、記載の中部電力ミライズ、関西電力及び九州電力の3社です。

2)「評価内容」としましては、審査基準、第2(6)⑤に基づきまして、以下の基準に沿って確認を行います。

具体的には、＜ステップ1＞規制部門の電気事業利益率による基準、＜ステップ2＞規

制部門の超過利潤累積額による基準、又は自由化部門の収支による基準。

33行目ですが、上記のステップ1に該当し、かつ、ステップ2のいずれかに該当する場合には、料金変更認可申請命令の発動の可否を検討します。

また、2020年12月に審査基準が改正され、不適切な発注・契約による支出増（超過契約額）については、経過措置料金に係る超過利潤の計算において費用として扱ってはならない、とされたことから、当該支出増があれば、それも反映して評価を行います。

最後に、今後の「スケジュール」です。

2月下旬に料金制度専門会合での審議、3月上旬に本委員会において経産大臣への回答について審議を予定してございます。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、委員の皆さんから、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

（質問、意見等：なし）

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、今後、料金制度専門会合において、電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について、確認することとしてよろしいでしょうか。

（異論：なし）

異論がございませんので、そのように進めることといたします。

どうもありがとうございました。

第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田中総務課長      事務局から1点、お伝えをいたします。

前回の委員会からの間に3件、緊急での書面開催を行っております。

1つ目は、令和5年1月24日からの大雪による災害に係る特定小売供給約款の特例認可等につき、1月26日付で許可等することに異存はない旨、経済産業大臣に回答をしております。

2つ目は、一般送配電事業者関係の事案について、2件、事務局（案）のとおり、今後の対応について決定をしております。

事務局からは以上でございます。

○横山委員長     どうもありがとうございました。

それでは、     これにて第1部を終了といたします。

——了——